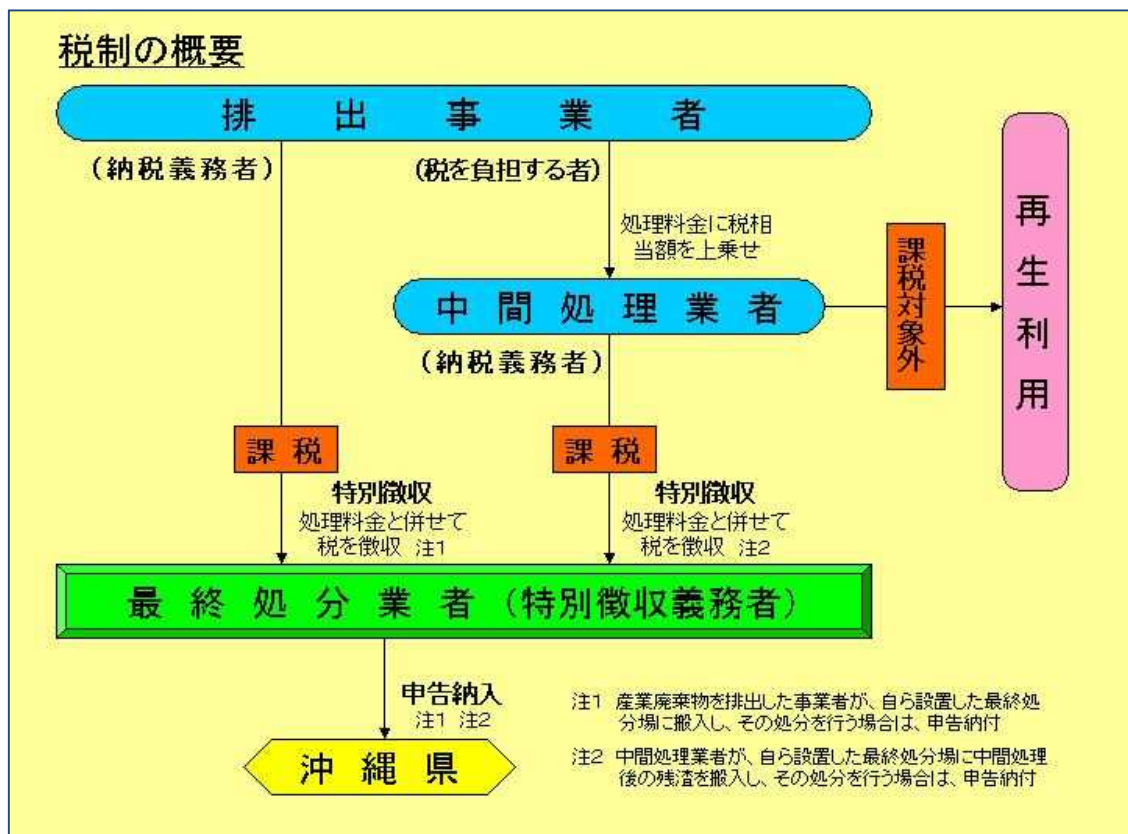


産業廃棄物税継続のお知らせ

沖縄県では、平成18年4月に沖縄県産業廃棄物税を導入しました。
今年度、その必要性等について検討を行った結果、現行制度を継続することとしました。

産業廃棄物税とは、

- 産業廃棄物の排出事業者に税を負担して頂くことで、その排出抑制及び再使用、リサイクル等の促進を図る政策税制です。
- 最終処分場への産業廃棄物搬入の際に、最終処分業者が排出事業者から税を特別徴収し、県へ申告納入します。
- 税率は、最終処分場への産業廃棄物の搬入量1トンあたり1,000円です。
- 税収を産業廃棄物に関連する施策に充てる法定外目的税です。



お問い合わせ先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

税制度について・・・沖縄県総務部税務課

TEL:098-866-2101 FAX:098-866-2709 MAIL:aa007005@pref.okinawa.lg.jp

税収用途について・・・沖縄県環境部環境整備課

TEL:098-866-2231 FAX:098-866-2235 MAIL:aa035009@pref.okinawa.lg.jp

産業廃棄物税を活用して、次の施策に取り組んでいます

☆産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業

県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設・設備の整備や研究開発に要する費用を助成しています。（補助率：事業費の1／2以内）

☆産業廃棄物処理業者優良化促進事業

排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対して、廃棄物の適正処理及び優良産廃処理業者認定制度に関する研修会を実施しています。

☆廃棄物不法投棄対策事業

廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、保健所に廃棄物監視指導員を設置しています。

不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を行った公益法人等に対し、その撤去費用の一部を補助しています。（補助率：事業費の1／2以内）

保健所設置市である那覇市が実施する不法投棄監視パトロール等に対して、補助を行っています。（補助率：事業費の1／2以内）

☆市町村産廃対策支援事業

市町村が実施する産業廃棄物処理施設周辺の環境調査や不法投棄防止のための監視カメラ等の設置に対して、補助を行っています。（補助率：事業費の1／2以内）

☆公共関与推進事業

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場は、周辺地域と協調し地域社会に貢献する施設であることが求められていることから、周辺地域の理解と協力を得るため、地域の意向や要望等を踏まえた施策を実施しています。

☆産業廃棄物実態調査事業

産業廃棄物の発生及び処理状況に関するアンケート結果や産業廃棄物の発生に関連した指標をもとに、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行います。